

城西大学・城西短期大学における受託研究費及び寄付研究費に係わる 間接経費の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、民間団体等の依頼において行われる受託研究及び寄付金による寄付研究について、間接経費の額、配分割合及び使途などの取扱要領について定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において「受託研究」とは、城西大学・城西短期大学（以下「本学」という。）が民間団体等からの委託および共同で行う調査、研究、試験等のことで、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この要領において「民間団体等」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関以外の団体のことをいう。

3 この要領において「寄付研究」とは、本学の教育研究の発展・充実に資するため寄付金を受けて行う研究のことをいう。

4 この要領において「直接経費」とは、研究に直接的に必要なものに対し、受託研究及び寄付研究として研究者が使用する経費をいう。

5 この要領において「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当てされ、受託研究費及び寄付研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

(間接経費の額)

第3条 本学における間接経費は、受領した資金の23%（直接経費の30%）に相当する額とする。

(間接経費の譲渡等)

第4条 本学において受託研究費及び寄付研究費を得た研究者は、当該間接経費を本学に譲渡しなければならない。

(間接経費の配分割合及び使途)

第5条

間接経費（受領した資金の23%）は、以下のように配分し、使途に沿って執行することとする。

配分先	割合	使途
大学	11.5%	城西大学・城西短期大学における公的研究費に係る間接経費の取扱いに関する基準第6条に準じる
当該研究者	11.5%	研究者へ委ねる

(事務)

第6条 間接経費の管理については、学長室学務課及び当該研究者が行う。

2 間接経費の配分については、経理課が行う。

(適用期間)

第7条 この要領の適用開始日は、2023年4月7日からとする。

(その他)

第8条 この要領に定めていない事案は、個別調整とする。